

住民投票条例 対照表（一覧表）

	高浜市住民投票条例	大和市住民投票条例	和光市市民参加条例 (第 14 条及び 15 条)	日進市住民投票条例	厚木市住民投票条例	多治見市市民投票条例	名張市住民投票条例	大口町まちづくり基本条 例 (第 18 条～27 条)
施行日	平成14年7月9日	平成18年10月1日	平成16年1月1日 (改)平成23年10月1日	平成24年7月2日	平成25年4月1日	平成22年4月1日	平成18年1月1日 (平成 24年7月9日改正施行)	平成22年4月1日
根拠となる条例	高浜市自治基本条例	大和市自治基本条例	和光市自治基本条例	日進市自治基本条例	厚木市自治基本条例	—	名張市自治基本条例	同上
目的	○	○	○	○	○	○	○	—
定義・対象	ネガティブリスト	その他	—	ネガティブリスト	ネガティブリスト	ネガティブリスト	ネガティブリスト	ネガティブリスト
住民投票の請求及び発議 (年齢)	満 18 歳以上	満 16 歳以上	満 20 歳以上	満 20 歳以上	満 20 歳以上	満 20 歳以上	満 18 歳以上	満 20 歳以上
(必要署名数)	3 分の 1 以上	3 分の 1 以上	①1,000 人以上→議決 ②6 分の 1 以上	6 分の 1 以上	5 分の 1 以上	4 分の 1 以上	①50 分の 1 以上→議決 ②4 分の 1 以上	10 分の 1 以上
(議会の発議)	○	○	—	○	○	○	○	—
(市長の発議)	○	○	—	○	—	○議会の議決が必要	○	—
条例の制定又は改廃に係る市民請求の特例	○	—	—	—	—	—	—	—
住民投票の形式	二者択一	二者択一 ※例外 三者択一	—	二者択一	二者択一 ※例外 三者択一	二者択一	二者択一	二者択一
住民投票の執行	○	○	○	○	○	○	○	○
選挙管理委員会の事務	○	○	—	—	○	○	○	○
投票資格者 (年齢)	満 18 歳以上	満 16 歳以上	満 18 歳以上	満 20 歳以上	満 20 歳以上	満 18 歳以上	満 18 歳以上	満 20 歳以上
(永住者の在留資格を持つ者)	○	○	—	—	—	—	○	—
(特別永住者)	○	○	—	—	—	—	○	—
代表者証明書の交付等	—	—	—	○	—	—	—	—
投票資格者名簿の調製	○	○	—	○	○	○	○	—
被登録資格	○	—	—	—	—	—	—	—
登録	○	—	—	—	—	—	—	—
住民投票の請求に必要な署名数の告示	○	○	—	—	—	—	○	—
住民投票の期日	○	○	—	○	○	○	○	—
投票所等	○	○	—	○	○	—	○	—
投票資格者名簿の登録と投票	○	○	—	—	—	○	—	—
投票資格者でない者の投票	○	○	—	○	—	○	○	—
投票の方法	○	○	—	○	○	○	○	—
投票所における投票	○	○	—	○	—	○	○	—
期日前投票等	○	○	—	○	○	○	○	—
無効投票	○	○	—	○	○	○	○	—
情報の提供	○	○	—	○	○	○	○	—
投票運動	○	○	—	○	○	○	○	—
住民投票の成立要件等	2 分の 1	—	—	—	—	—	—	2 分の 1
(成立要件に満たない場合)	開票しない	開票する	—	開票する	開票する	開票する	開票する	開票しない
投票結果の告示等	○	○	—	○	○	○	○	○
投票結果の尊重	○	—	○	○	—	—	—	○
市民請求等の制限期間	2 年	2 年	—	2 年	2 年	2 年	1 年	3 年
投票及び開票	○	○	—	○	○	○	○	○
委任	○	○	—	○	○	○	○	—